

特定地域づくり事業協同組合制度について

R3年4月

総務省自治行政局地域力創造グループ

地域自立応援課地域振興室

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣

利用料金

特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成



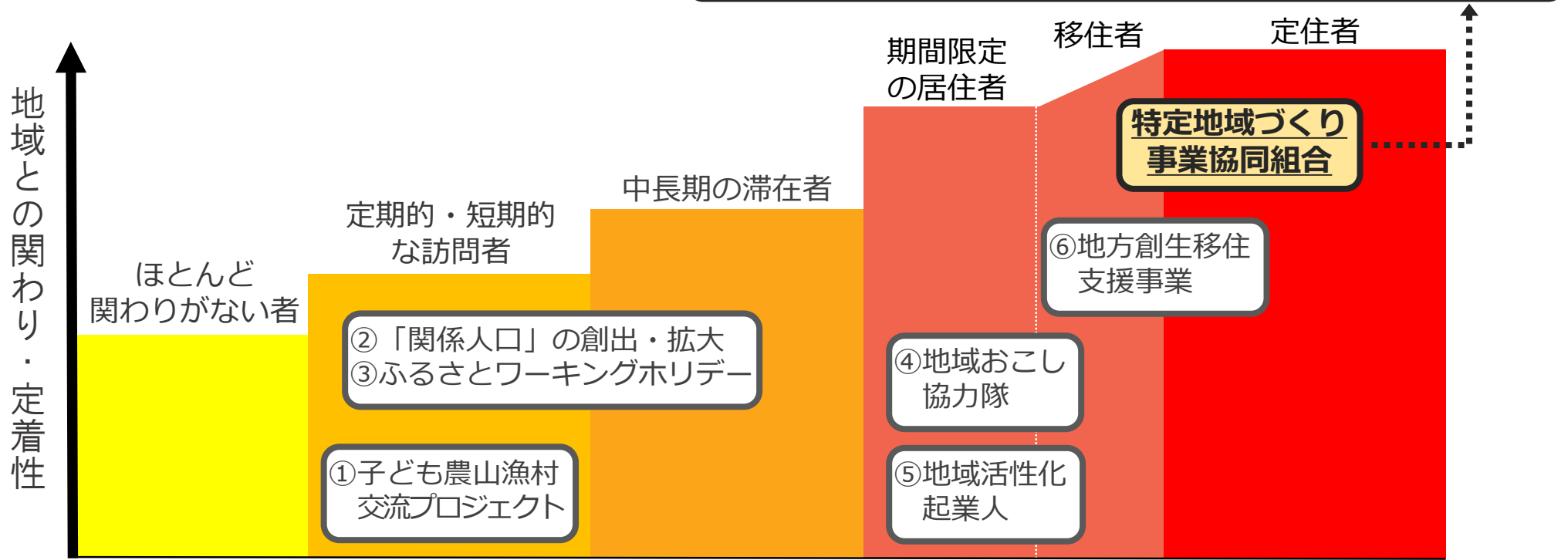
財政
支援

認定

都道府県

特定地域づくり事業協同組合と関連施策との関係

地域全体の仕事を組み合わせることで、新たな雇用の場（安定的な雇用環境、一定の給与水準）を創出し、移住・定住を促進



①子ども農山漁村交流プロジェクト：農山漁村での宿泊体験活動（内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省）

②「関係人口」の創出・拡大：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる者である「関係人口」が、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供（総務省）

③ふるさとワーキングホリデー：数週間～1ヶ月程度、地域で働きながら滞在し、地域住民との交流等を通じて、地域での暮らしを体感する（総務省）

④地域おこし協力隊：最長3年間、都市から地方へ移住して地域協力活動に従事（総務省）

⑤地域活性化起業人：最長3年間、三大都市圏に所在する企業等の社員が、地方公共団体において、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化等に取り組む（総務省）

⑥地方創生移住支援事業：地方公共団体が、東京からUIJターンして当該地方公共団体が選定した中小企業等に就業する者に対して、最大100万円を支給する取組を、地方創生推進交付金により支援（内閣府）

特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法に関する地方団体の意見

地方団体の意見

- ・ 農業、観光業等を組み合わせた新たな雇用の場づくりに活用したい！
- ・ 伝統工芸品・地場産品づくりの担い手や、コミュニティバス運転手などの公共的事業の担い手確保に活用したい！
- ・ 移住者がよく知らない事業者に就職するのはハードルが高い。一方、地域の事業者もよく知らない移住者を採用するのはハードルが高い。移住者の雇用の受け皿としてこの制度を活用したい！
- ・ 一定のスキルを持った職員を雇用し、地域の事業者の経営改善・事業拡大を伴走型で支援する仕組みを作りたい！

創意工夫により
様々な活用が可能

<派遣先の組み合わせのイメージ>

団体名	人口(H27)	派遣職員数	派遣先の業種
A町	約9千人	3人	①農業(4月)、飲食業(5~10月)、酒造業(11~3月) ②宿泊業(4~10月)、こども園(11月)、建設業(除雪)(12~3月) ③商工会(4~10月)、こども園(11~3月)
B村	約3千人	8~12人	①宿泊業(4~10月)、農業(11月)、スキー場(12~3月) ②観光協会(通年) ※農業(4~11月)、スキー場(12~3月)にも派遣 ③農業法人の連絡協議会(通年) ※同上 ④~⑦食品加工業(通年) ※同上 ⑧林業(通年) ※同上
C町	約2千人	8~15人	①~③水産業(3~6月)、観光業(7~9月)、食品加工業(10~2月) ④⑤酒造業(1~4月)、宿泊業(5,7~9月)、食品加工業(6,10~12月) ⑥水産業(2~4月)、宿泊業(5,7~9月)、食品加工業(6,10~1月) ⑦⑧食品加工業(4,6,10~1月)、宿泊業(5,7~9月)、水産業(2~3月)
D村	約1千人	2~5人	①②地域商社(通年) ※宿泊業(4~12月)、観光協会(4~12月)にも派遣
E町	約5千人	7~8人	①②農業(4~11月)、スキー場(12~3月) ③④林業(4~11月)、建設業(除雪)(12~3月) ⑤⑥⑦介護・ケアマネ(通年)
F町	約4千人	4人	①②農業(4~10月)、林業(11~3月) ③④観光協会(4~10月)、社会福祉協議会(11~3月)
G市	約4千人	3人	①②農業・水産業(3~7,10~1月)、宿泊業(8,9月)、製造業(2月) ③農業・水産業(3~7,10~1月)、サービス業(8月)、宿泊業(9月)、製造業(2月)
H町	約2万人	8人	①~⑧水産業(定置網)(9~5月)、水産業(養殖業)(6~8月)

※ 派遣先の業種の欄の①~⑧の表記について、例えば、A町の①の表記は、1名の職員が農業、飲食業、酒造業の事業者派遣されることを表し、C町の①~③の表記は、3名の職員が水産業、観光業、食品加工業の事業者派遣されることを表している。

※ 国庫補助制度においては、複数の事業者への職員派遣を確保するため、派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内とする予定であることを留意。

(一社)海士町観光協会(昭和43年設立 平成24年法人化)

【取組の経緯】

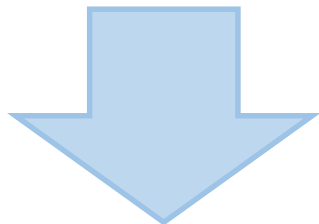
海士町観光協会は離島ブームによる観光客急増に対応するため昭和43年設立。設立当初からフェリーターミナルの観光案内所の運営と観光パンフレットの制作と配布が主な業務であった。

離島ブームが去り観光客の減少、高齢化・後継者不足による観光業の衰退の中、自主運営事業を増やし島の観光事業を支える立場となるべく平成24年一般社団法人化。

また、平成24年特定人材派遣業の登録を行い、「マルチワーカー」として雇用を創出してきた。

さらなる事業展開を行うため、平成25年地元金融機関の出資を受けて(株)島ファクトリーを設立・分社化

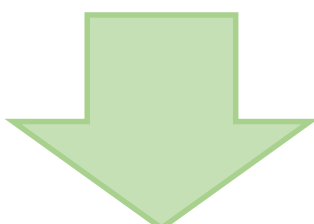
旅行部門



株式会社 島ファクトリー

- ・平成25年分社化
(海士町観光協会と地元金融機関出資)
- ・観光産業において従来島外へ外注していたものを島内で請負、地産地消を目指す
- ・職員は観光協会と兼務
- ・第三種旅行業として着地型旅行商品企画販売
- ・島になかったリネンサプライ業を開始
- ・島内の民宿のブランド「島宿」販売とマネジメント
- ・土産物、アメニティの企画製造加工

人材派遣部門

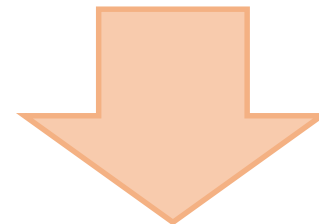


特定人材派遣業

- ・海士町観光協会の一部門として平成24年創設
(現在3名を正社員として雇用)
- ・季節毎に人手不足の現場に観光協会職員を派遣して年間を通じて雇用を維持
- 【春】特産イワガキの出荷、【夏】宿泊業の布団敷き、清掃、送迎、【秋】海産物冷凍魚介加工、【冬】ナマコの出荷

現在、特定の業務を極める『離島ワーキングホリデー』を検討中
(夏は繁忙期の海士のホテルで勤務し、その他は都市部のホテルで勤務し、スキルアップを図る)

行商部門



株式会社 離島キッチン

- ・平成28年4月分社化
(海士町観光協会の一部門から分離独立)
- ・当初はキッチンカーでスタート
- ・東京神楽坂、福岡市、海士町で3店舗運営
- ・海士町のアンテナショップ的役割に加えて全国の離島から集めた食材を通じて離島の魅力を発信

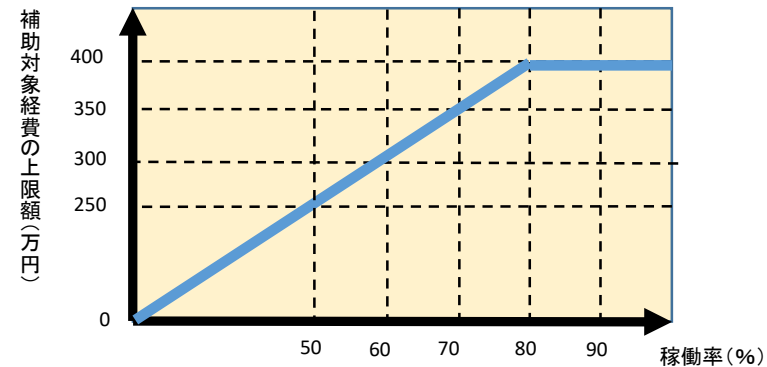
(出典)鳥根県海士町作成資料を
総務省地域振興室が加工

特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援の概要

【国庫補助】

- 名称「特定地域づくり事業推進交付金」(予算計上:内閣府、執行:総務省)
- 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援(国1/2、市町村1/2)
- 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人、事務局運営費 600万円/年
- 令和3年度予算 5億円
- 制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ① 複数の事業者への職員派遣
 - ・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
 - ② 労働需要に応じた職員の確保
 - ・派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

<稼働率に応じた派遣職員人件費の補助対象経費の上限額>



【地方財政措置】

- 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担(措置率1/2)
 - 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担(対象経費の上限額 300万円、措置率1/2)
- ※ 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置(措置率1/2(財政力補正あり)等)も活用可能。

<1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員6名 運営費2,400万円/年

1/2
利用料金収入(1,200万円)

1/2
市町村助成 1,200万円
(1,200万円のうち、国交付金600万円 市町村負担分600万円)
市町村負担分600万円のうち、特別交付税措置300万円

参考 自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。
- 令和3年度から二地域居住に係る経費についても、新たに特別交付税措置

取組の内容

	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進のためのプロモーション動画の制作 	<p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象（措置率0.5×財政力補正） <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ 1人当たり350万円上限（兼任の場合40万円上限）
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアーの実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等） 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者（本人、受入企業）に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 	

特定地域づくり事業協同組合の収支計画の一例

- 利用料金について、地区内の他の事業者の非常勤職員の賃金、委託料等の水準を踏まえて、一定の水準を確保する必要。
- 派遣職員人件費について、地区内の他の事業者の正規職員の給与等の水準を踏まえて、一定の水準を確保する必要。
- 事務局運営費について、効率化を図る必要。(例:事務局職員の他の事業者との兼務、執務スペース・備品の共用等)

(単位:千円)

収入		
利用料金	11,520	1,000円 × 8h × 20日 × 12月 × 6人
消費税	1,152	利用料金 × 10%
組合員からの賦課金	100	10千円 × 10組合員
合計	12,772	
支出		
派遣職員人件費	19,210	(2,760千円 × 社会保険料・労働保険事業主負担約16%) × 6人
事務局運営費	3,853	
事務局職員人件費	1,601	(2,760千円 × 社会保険料・労働保険事業主負担約16%) × 0.5人(他事業者との兼務)
物品費	742	パソコン1台、プリンター1台、自動車1台のリース
広告・募集経費	500	一式
研修費	300	50千円 × 6名
光熱水費	120	10千円 × 12月
消耗品費	50	一式
通信運搬費	60	5千円 × 12月
賃借料	480	40千円 × 12月
支払消費税	1,152	
合計	24,214	
収支差	▲11,442	

公費支援		11,531	支出(支払消費税除く)の1/2
------	--	--------	-----------------

※ 表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

①発起人の選定(4事業者以上)

②都道府県との事前協議

③創立総会開催公告

④創立総会の開催

⑤設立認可申請

⑥出資払込

⑦設立登記

原則2~3月程度必要と見込まれる

※ 事業協同組合の設立に当たっては、都道府県担当部局、都道府県中小企業団体中央会と十分相談することが重要。

①事業者の事前準備

(労働局との相談、事業計画立案、事業所等の準備、
提出書類の準備、派遣元責任者講習の受講等)

②申請者から労働局への届出書類提出

③労働局における届出内容の確認と届出書類の受理

④労働局から事業者への届出受理番号の付与

⑤事業開始

労働局との事前調整が整っていれば、速やかに受理が可能

※ 労働者派遣事業の届出に当たっては、都道府県労働局と十分相談することが重要。

人口急減地域特定地域づくり推進法の推進体制

- 各都道府県においては、移住・定住施策等の地域振興を所管する部局、中小事業等協同組合の認可等の産業振興を所管する部局、農業振興を所管する部局等の関連部局や、中小企業等協同組合の設立運営支援を行う都道府県中小企業団体中央会、労働者派遣法の届出を受理する都道府県労働局との連携協力体制を構築する必要がある。
- 各市町村においても、地域振興を所管する部局、産業振興を所管する部局、農業振興を所管する部局等の関連部局との連携協力体制を構築する必要がある。

(参考)人口急減地域特定地域づくり推進法の関係省庁

担当省庁	所管事項等
総務省自治行政局地域力創造グループ 地域自立応援課地域振興室	・人口急減地域特定地域づくり推進法(労働者派遣法関連除く。)の運用 ・人口急減地域特定地域づくり推進法関連予算の執行
内閣府地方創生推進事務局	・人口急減地域特定地域づくり推進法関連予算の計上(令和6年度まで)
厚生労働省職業安定局需給調整事業課	・人口急減地域特定地域づくり推進法(労働者派遣法関連)の運用 ・労働者派遣法の運用
中小企業庁経営支援部経営支援課	・中小企業等協同組合法の運用